



固定資産の評価額を 市役所で縦覧

4月1日～30日

土地や家屋の評価額が適正かどうか判断を

土地・家屋「価格等縦覧帳簿」を縦覧。縦覧は、固定資産税の納税者が本人の土地・家屋とほかの土地・家屋との評価額を比較し、自己の土地や家屋の評価額が適正かどうかを判断するためのものです。土地の納税者は土地の家屋の納税者は家屋の価格等縦覧帳簿」をそれぞれ縦覧できます。なお、縦覧は無料です。

縦覧の期間など

日時 4月1日～30日 の執務時間内 会場 市役所資産課

課 対象 納税者、納税者同一世帯の親族、納税管理人、相続人（相続人代表者以外は相続関係の分かる書類が必要）、法定代理人（権利関係を証明する書類が必要）、納税者からの委任を受けた人（委任状が必要） 用意する物 納税者本人であることを確認できる運転免許証や納税通知書など

閲覧はいつまで

課税台帳の閲覧は、納税義務者が固定資産課税台帳に自分の資産が記載された部分を確認するためにいきます。また、借地・借家人などもその対象資産についての課税台帳の閲覧ができます。閲覧は有料（ただし納税義務者のみ四月一日から三十日まで無料）。

会場 市役所資産課 対象 納税義務者、納税義務者同一世帯の親族、納税管理人、相続

人（相続人代表者以外は相続関係の分かる書類が必要）、法定代理人（権利関係を証明する書類が必要）、借地・借家人（有償による権利関係を示す書類が必要） 固定資産の処分をする権利がある人（権利関係を示す書類が必要）、納税義務者などからの委任を受けた人（委任状が必要） 用意する物 納税義務者本人であることを確認できる運転免許証や納税通知書など

課税明細書の活用

四月発送の納税通知書に添付する課税明細書（課税資産の内訳書）は、課税台帳記載と同じ内容です。活用してください。

宅地の標準的な価格の閲覧

標準宅地の位置、価格を記載した書面を閲覧できます。平成十六年度の閲覧は、四月一日から誰でもできます。閲覧は無料です。

審査の申し出

固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に対する固定資産評価審査委員会への審査申し出は、固定資産の価格などすべてを登録した旨を公示した日（四月一日の予定）から納税通知書を受け取った日の翌日以降六十日以内です。

縦覧などの問い合わせは資産課 890 6216、審査の申し出は市民課 890 6202へ。

結核検診 肺がん検査 年1度の検診で 健康チェックしよう



レントゲン検診で健康を確認

本庁管内に住み、学校や職場などで年に一度の受診機会のない人を対象に、結核レントゲン検診・肺がん検査を行います。車いすなどを利用していただく人も、レントゲン撮影を希望する場合は、事前に保健センターへ連絡してください。なお、支所・出張所管内の人を対象とする検診・検査は秋に実施する予定です。

結核レントゲン検診

結核は、過去の病気と思われるが、現在でも国内で年間四万人以上が発病しています。年に一度は、必ず検診を受けて自分の健康を確認しましょう。受診対象者には、日時と会場が記載してある受診票を郵送します。なお、パート勤務の人などで、通知が届かなくても検診を希望する場合は、会場で直接申

肺がん検査

肺がんにかかる人の割合が年々増加傾向にあります。次に該当する人は、特に注意が必要です。早期発見のため検査を受けましょう。

対象 四十歳以上でたばこを吸う人、身近に喫煙者のいる人、せきやたん・血たんが続いている人など 検査料 千円。ただし、次のいずれかに該当する人は無料。七十歳以上（昭和10年4月1日以前生まれ） 生活保護世帯 市民税非課税世帯 申し込み 結核レントゲン会場へ直接 検査方法 会場で配布する容器にたんを取って後日指定場所へ提出
問い合わせは保健センター 223 8844へ。